

報道関係者 各位

児童扶養手当の支給誤りについて

大石田町在住の受給者に支給した児童扶養手当について、令和5年11月分からの支給に関して、同町の審査を経て提出された現況届等の所得額に誤りがあり、村山総合支庁で手当額を認定する際もその誤りに気付かず、よって、誤って計17名に合計128万3,760円を過大に支給していたことが判明しました。

当該受給者の方に対しては、大石田町とともに個別にお詫びし、説明を行い返還についてご理解をいただきました。

行政に対する県民の皆様の信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう事務処理の適正化を図り、再発防止に努めてまいります。

記

1 児童扶養手当について

- ・18歳以下（到達後の3月31日まで）の児童を監護するひとり親家庭の母や父、父母にかわって児童を養育している者に対し支給される手当。
- ・手当の額は、受給資格者又は扶養義務者の所得額に応じて決定される。
- ・町は、届出等の受理及びその届出に係る事実について審査を行い、総合支庁は受給資格及び手当額の認定を行う。

2 支給誤りの原因

受給者が母又は父の場合には適用とならない「寡婦控除、ひとり親控除」について、誤って控除を適用させたことから所得額が過少に算定され、その算定結果に基づき手当額を認定したため過払いとなったもの。

3 返還の方法及び過払い額等の内訳

- 令和6年11月分以降の支給額との相殺 13名 1,076,680円
- 県が発行する納入通知書により返納 4名 207,080円

（過払いの最大額：194,730円 最少額：5,900円）

4 再発防止策

- ・市町村及び総合支庁の担当者を対象とした研修会等を行い、制度や事務処理について理解を促し、注意事項の周知徹底を図る。
- ・現況届の添付書類の様式を見直しわかりやすい内容に修正し、再発防止に努める。

【問い合わせ先】

村山総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課
課長補佐 小松 健
電話 023-627-1150
報道監 総務企画部長 工藤 明子